

令和2年度
新型コロナウイルス感染症
対策マニュアル

令和2年5月

幸手市立権現堂川小学校

目次

はじめに	1
I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項	2
1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底	
2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり	
3 免疫力を高める指導	6
4 心のケアについて	6
5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について	6
II 幼児児童生徒の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方	7
●出席停止・臨時休業フロー図	7
1 幼児児童生徒の出席停止等の考え方	8
2 教職員の休暇等の考え方	10
3 学校・学年・学級休業の考え方	11
4 出席停止・臨時休業発生時の対応	12
III 教育活動における留意事項	15
1 各教科学習等における留意事項	15
2	16
3 修学旅行・泊を伴う行事	17
4 校外活動	18
5 運動会等について	18
6 給食について	18
7	20
8 健康診断について	21
IV 学校施設を活用して行う事業等について	22
V 障がいの状況に応じた指導・支援	23

VI 各校における留意事項	24
VII 保護者への注意喚起	25
VIII その他	25
・ 消毒実施状況チェックリスト	31

はじめに

新型コロナウイルス感染症の拡大の状況に鑑み、令和 2 年度 1 学期を迎えるにあたり、学校における教育活動場面で留意すべき事項について整理を試みた。しかし、いまだ十分なものとなっておらず、この取扱いについては、当面の間のもと考え、随時更新したい。

新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、今後も変更が生じる場合がある。その場合には、幸手市教育委員会からの指示に基づき、対応していく。

令和 2 年 5 月 幸手市立権現堂川小学校

原則(共通理解事項)

- (1)発熱等かぜ症状のある児童及び疑わしい場合については、原則として、出席停止とし、児童同士及び教職員との間での接触を避ける。
- (2)クラスターの発生リスクを下げるための3原則を遵守し、3つの「密」(密閉空間、密集、近距離での会話や発声)が同時に重なる場を徹底的に排除した環境づくりに努める。
- (3)感染者・濃厚接触者等に対するいじめや差別的な言動がないように留意する。また、個人情報の取り扱いにも留意する。

I コロナウイルス感染症を防ぐための注意事項

1 発熱等かぜ症状のある幼児児童生徒の出席停止の徹底

(1) 家庭での健康観察

毎朝、体温を測り、発熱(体温が 37 度前後)・咳などの症状がある場合は登校しないよう保護者に周知する。

健康観察表は、家庭で記載し、毎日提出。学校との健康状態の共有に活用する。

健康観察表は、学校で配布し、毎日確認する。

(2) 学校での朝の健康観察(学級担任等)

- ①登校指導として、教室に入る前に、持参した健康観察表を確認し、家庭で登校前に検温をしていない児童に対しては、体温を測定する。(非接触体温計を用い、使用した体温計を、1 回毎にアルコール綿で消毒する)
- ②欠席者及び遅刻している者を把握し、その理由を確認する(保護者からの欠席連絡等)。
- ③出席者の健康観察を行う。
- ④健康観察の結果は、健康観察簿に記入し、2校時開始までに養護教諭に提出する。
- ⑤養護教諭は各学級から提出された健康観察結果の集計・分析を行い、管理職へ報告する。
- ⑥授業中、昼休み、放課後等も随時健康観察を行う。また、体調がよくない者については、随時養護教諭に引き継ぐ。発熱した場合は家庭に連絡し、直ちに下校・静養させる。

- ⑦学校での発熱者は保健室から会議室に移動させ、他の児童・職員と別にして静養させる。
- ⑧教職員は、毎朝自宅で体温を測定し、「健康観察表」に記録する。感染症拡大防止の観点から、発熱等かぜ症状がある場合には、特別休暇を取得し、出勤を控える。

2 クラスターの発生リスクを下げるための3原則を守る環境づくり

(1) 基本的な感染症対策

石けんでの手洗い(登校直後、給食前、体育の授業後、外遊びの後、トイレの後等)の徹底・手指消毒用アルコールの活用、咳エチケットなどの基本的な感染症対策に関する指導を行う。



感染症対策

へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

①手洗い 正しい手の洗い方

手洗いの前に 爪は短く切っておきましょう。時計や指輪は外しておきましょう。

- 1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。
- 2 手の甲をのばすようにこすります。
- 3 指先・爪の間を念入りにこすります。
- 4 指の間を洗います。
- 5 親指と手のひらをねじり洗います。
- 6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット 3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する
(口・鼻を覆う)



ティッシュ・ハンカチで
口・鼻を覆う



袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用

- 1 鼻と口の両方を確実に覆う
- 2 ゴムひもを耳にかける
- 3 隙間がないよう鼻まで覆う



何もせずに咳やくしゃみをする



咳やくしゃみを手でおさえる


首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

■ 詳しい情報はこちら

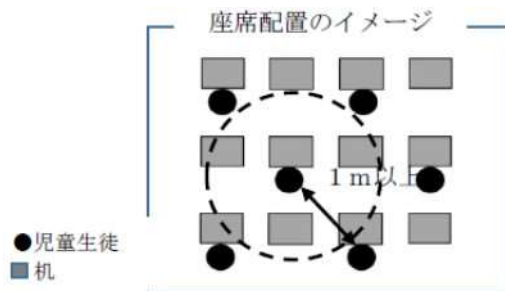
厚労省

検索



(2) 教室内の換気・配席の工夫等

- 可能な限り窓は常時開けておく。原則として 2 方向の窓を同時に開ける。
ただし、室温に注意し、必要に応じ、児童の服装についても配慮する。
- 教員は、マスク若しくは代用品(ハンカチ、手ぬぐいなど)を着用する。児童までの距離を可能な限り一定程度(2m程度が理想)離す。
- 教室等において、座席間を離して着席するなど、できるだけ児童間の距離を離すよう配慮する。右図を参照し、座席間を1m以上離して交互に着席させる工夫を行う。



○ グループ活動を行う際には、複数の教室に分かれて実施する等の工夫を行い、児童同士が近距離での会話や発声を避けることができるようにしたり、飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを装着したりする。

○ マスク着用をお願いするが、ハンカチやガーゼ等でもよい。いずれの色も可とする。

●クラスター(集団)の発生のリスクを下げるための3つの原則

- 1 **換気を励行する**:窓のある環境では、可能であれば2方向の窓を同時に開け、換気を励行する。どの程度の換気が十分であるかの確立したエビデンスはない。
- 2 **人の密度をさげる**:人が多く集まる場合は、会場の広さを確保し、お互いの距離を1~2m程度あけるなどして、人の密度を減らす。
- 3 **近距離での会話や発声、高唱を避ける**:周囲の人が近距離で発声するような場を避ける。やむを得ず近距離で会話が必要な場合には、自分から飛沫を飛ばさないよう、咳エチケットの要領でマスクを着用する。



(3) 消毒液を使った清掃の実施

教室・トイレなど児童が利用する場所のうち、特に多くの児童が手を触れる場所(ドアノブ、手すり、スイッチなど)は、1日に1回以上、ペーパータオル等に十分に消毒液(消毒用アルコ

ールや 0.05%次亜塩素酸ナトリウム水溶液等)を含ませて清掃を行う。濡れている場合は、水分を十分に拭き取った後に、消毒を行う。

- ①スプレーボトルでの噴霧は、ウイルス飛散のおそれがあるので、行わない。
- ②次亜塩素酸ナトリウム水溶液を使用する場合は、手袋を使用するとともに、拭いた場所がさびるおそれがあるので、消毒後は水拭きする。また、校内の消毒すべき場所をリストアップし、消毒の実施状況についても適切に管理する。

●消毒液(次亜塩素酸ナトリウムの希釈液)の作り方

使用濃度	原液濃度	方法	使用目的
0.1%	5%	500 mlのペットボトル 1 本に原液 10 ml (ペットボトルのキャップ2杯)	おう吐物、ふん便の処理時
0.05%	5%	500ml のペットボトル 1 本に原液 5 ml (ペットボトルのキャップ 1 杯)	調理器具、トイレのドアノブ、便座、床、衣類などの消毒

※ 塩素系漂白剤は商品により塩素濃度が異なるので確認が必要。

次亜塩素酸ナトリウムの希釈液を使用する時の注意事項

- ・希釈液を作る時、使用する時には、皮膚に付かないよう、眼に入らないよう注意し、手袋等の保護具を使用する。
- ・ペットボトルは計量容器としてのみ使用し、別の容器(バケツ等)で薄め、他の液体と区別できるようにラベリングする。
- ・金属は、サビたり、変色したり、衣類類は色落ちしたりすることがあるので要注意。
- ・手指や皮膚の消毒には使用しない。
- ・消毒するときは十分に換気をする。
- ・酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生する。混ぜないように注意。
- ・希釈したものは時間がたつにつれ効果が減る。その都度薄めて使い、使い切るようにする。
- ・保管する際は、誤飲等の危険性がないよう子どもの手の届かない場所に保管する。

3 免疫力を高める指導

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動やバランスの取れた食事を心がけるよう指導すること。

4 心のケアについて

学級担任や養護教諭等を中心としたきめ細かな健康観察等から、児童の状況を的確に把握し、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行うなどして、心の健康問題に適切に取り組む。また、家庭と連携を図りつつ、家庭での生活状況を把握するとともに、保護者の児童に対する態度形成にも配慮する。

5 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

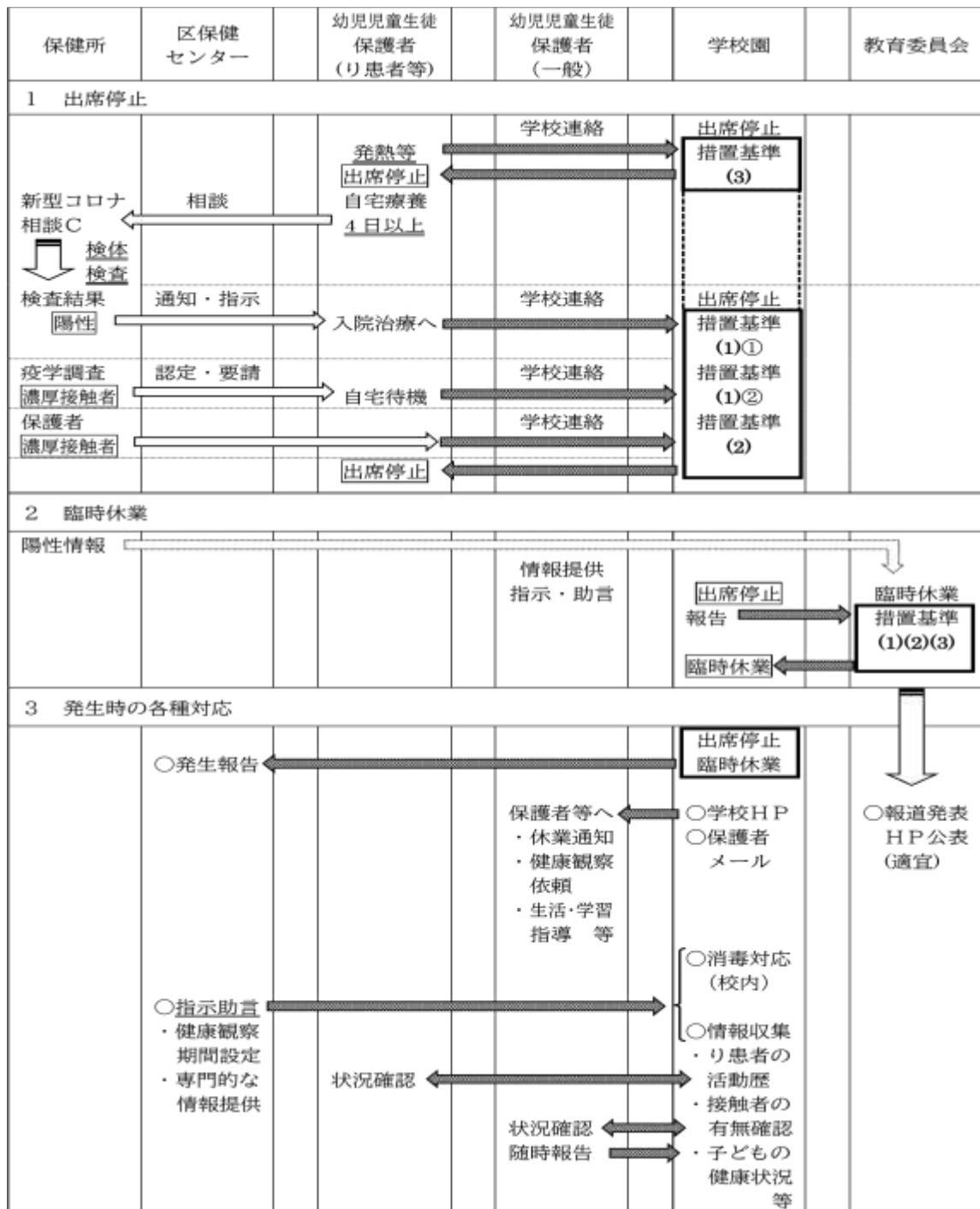
感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等を選別したり、排除したりしないよう児童・保護者及び地域に対応する必要がある。

新型コロナウイルス感染症は、感染経路が不明であるケースも多数見受けられることから、誰しにも感染の可能性がある。特定の国や地域をさして子どもや保護者が来るなら学校には行かない・行かせない」といった偏見や差別につながるような言動に対しては、断じて許されないという毅然とした態度で対応を行う。

また、子ども・保護者等から初期症状についての相談・連絡があった場合、丁寧に対応し、個人情報管理を徹底するとともに、罹患した場合であっても、いたずらに感染者が特定されることのないよう、十分配慮する。

II 児童の出席停止・教職員の休暇・臨時休業の考え方

●出席停止・臨時休業 フロー図



1 児童の出席停止等の考え方

◎校長は、安全を最優先に考え、疑わし場合を含め、原則として出席停止とする

児童またはその同居家族について、感染が判明または濃厚接触者と認定された場合等は、当該幼児児童生徒を出席停止とする。(臨時休業中の登校日、春季休業中の一時預かり等への参加は禁止)

(1)児童(本人)の感染が判明または濃厚接触者と認定*された場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症または新型コロナウイルス感染症の疑い)】

*同居家族の感染が判明した場合、濃厚接触者と認定される前でも、濃厚接触者扱いとする

【出席停止の期間】

- ① 感染の場合 開始日: 感染の判明した日
但し、判明前から欠席していれば、最終登校日の翌日
終了日: 専門医等が快癒を認める等、登校を許可したとき
- ② 濃厚接触の場合 開始日: 濃厚接触者と認定された日(同居家族の感染判明日)
終了日: 症状が出なければ、保健所に指示された期間(目安14日間)
⇒ 期間中に感染が判明すれば、「①感染の場合」の期間へ

(2) 児童の同居家族が濃厚接触者と認定された場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症の疑い)】

- 【出席停止の期間】 開始日: 家族が 濃厚接触者と認定された日
終了日: 家族に症状が出なければ、家族が保健所に指示された期間
⇒ 感染が判明、本人が濃厚接触と認定されれば「(1)」へ

(3) 幼児児童生徒(本人)に発熱等のかぜの症状が見られる場合

【出席停止(新型コロナウイルス感染症の疑い)】

【出席停止の期間】

- ① 本人に発熱等のかぜの症状がある場合
開始日: 症状の出た日
終了日: 3 日以内に快癒すれば、その翌々日
※症状が、4 日以上続けば、新型コロナ受診相談センターへ要相談
- ② 症状が 4 日以上続き、新型コロナ受診相談センターへ相談した場合
終了日: 検体検査を受けず様子見となった場合、快癒した日の翌々日
- ③ 新型コロナの検体検査を受けた場合
終了日: 陰性となった場合、受診医療機関の指示する期間
⇒ 感染が判明すれば「(1)」へ

(4) 医療的ケアが日常的に必要な児童生徒や基礎疾患等のある児童生徒について

令和 2 年 3 月 24 日付・元文科初第 1789 号文部科学事務次官通知に基づき、医療的ケアを必要とする児童生徒等(以下、「医療的ケア児」という。)や基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等(以下、「基礎疾患児」という。)の登校については以下のように取り扱う。

① 登校の判断

医療的ケア児の中には、呼吸器の障がいがあり、気管切開や人工呼吸器を使用する者も多く、重症化リスクが高い※ことから、感染状況を踏まえ、主治医や学校医等に相談の上、医療的ケア児の状態に基づき個別に登校の判断をする。

また、基礎疾患児についても、感染状況を踏まえ、主治医や学校医に相談の上、登校の判断をする。

なお、これらにより感染予防のために登校すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、指導要録上「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う。

※ 重症化するリスクが高い方

糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD 等)の基礎疾患のある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方では、新型コロナウイルス感染症が重症化しやすいとされている。

② 学校教育活動における感染対策

医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員においては、当分の間、自身の発熱等のかぜ症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う事が求められる。また、校外活動等に関しては、医療的ケア児や基礎疾患の感染リスクを下げるため、共有の物品がある場所や不特定多数の人がいる場所の利用をさける。

(5)海外から帰国した児童等への対応について

帰国した日の過去 14 日以内に「検疫強化対象地域(※)」に当該地域が検疫強化対象国として追加された日以降の滞在歴がある児童等又は帰国した日の過去 14 日以内に「入管法に基づく入国制限対象地域(※)」に滞在歴のある児童等は、政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認した上で、健康状態に問題がなければさせて構わない。なお、検疫強化対象地域等は今後変更があり得るので最新の情報に注意すること。

また、発熱等かぜの症状が有る場合は、上記(3)とみなすこと。

(※)「検疫強化対象地域」及び「入管法に基づく入国制限対象地域」(3月 26 日現在)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19_qa_kanrenkigyuu_00001.html#Q1-1

<検疫強化対象地域> 東アジア:中国,韓国の全域(3 月 9

日午前 0 時から追加)

ヨーロッパ:シェンゲン協定加盟国(アイスランド,イタリア,エストニア,オーストリア,オランダ,ギリシャ,スイス,スウェーデン,スペイン,スロバキア,スロベニア,チェコ,デンマーク,ドイツ,ノルウェー,ハンガリー,フィンランド,フランス,ベルギー,ポーランド,ポルトガル,マルタ,ラトビア,リトアニア,リヒテンシュタイン,ルクセンブルク), アイルランド,アンドラ,英国,キプロス,クロアチア,サンマリノ,バチカン,ブルガリア, モナコ, ルーマニアの全域(2020 年 3 月 21 日午前 0 時(日本時間)から追加)中東:イランの全域(2020 年 3 月 21 日午前 0 時(日本時間)から追加)アフリカ:エジプトの全域(2020 年 3 月 21 日午前 0 時(日本時間)から追加)北米:米国の全域(2020 年 3 月 26 日午前 0 時(日本時間)から追加)東南アジア:インドネシア,シンガポール, タイ, フィリピン, ブルネイ, ベトナム, マレーシア

(2020年3月28日午前0時(日本時間)から追加)

<入管法に基づく入国制限対象地域> (注:下線は、2020年3月27日午前0時(日本時間)から追加)

<中国> 湖北省,浙江省

<韓国> 大邱広域市,慶尚北道(清道郡,慶山市,安東市,永川市,漆谷郡,義城郡,星州郡,軍威郡)

<イラン> すべての地域

<ヨーロッパ> アイスランド、アイルランド、アンドラ、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、サンマリノ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロベニア、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、パチカン、フランス、ベルギー、ポルトガル、マルタ、モナコ、リヒテンシュタイン、ルクセンブルクの全ての地域

2 教職員の休暇等の考え方

安全を最優先に考える観点から、上記1の「児童」を「教職員」に、「出席停止の期間」を「特別休暇を取得することができる期間」に、それぞれ読み替え、特別休暇により対応することとする。

3 学校・学年・学級休業の考え方

(1)児童に感染が判明した場合の臨時休業措置

① 学校の臨時休業

学校医と相談のうえ、消毒及び感染経路の確認のため、一旦学校の臨時休業を行う。

感染が判明した時点	休業措置の内容
・始業時刻まで	・判明日当日及びその翌日を、学校園休業
・始業時刻以降、終業時刻まで	・翌日を、学校園休業 ・判明された時点で、児童の安全に配慮し、速やかに下校措置を講ずる
・終業時刻以降 ・学校の休業日	・翌日を、学校休業

② 当該学級の臨時休業

感染により出席停止となった児童が属する学級については、学校医と相談のうえ、当該児童の最終登校日の翌日から14日間の学級休業を行う。

(2)濃厚接触等が判明した場合に臨時休業措置を講ずる基準

③ 学級の臨時休業

出席停止の類型に応じて、学校医と相談のうえ、学級休業を行う。

出席停止事由	本人	学級休業基準
(1)(濃厚接触)	出席停止	2人以上出席停止になれば学級休業
(2)(家族が濃厚接触)	出席停止	在籍者数の約15%~20%が、出席停止となれば学級休業
(3)(かぜ症状)		

④ 学年の臨時休業

学級休業が本校の場合では学年休業となる。書類の記載には留意する。

⑤ 学校の臨時休業

学年休業が複数にまたがる場合等に、学校医と相談のうえ、患者数、個別の病状を総合的に判断して、学校の臨時休業を行う。

(3)休業の期間

出席停止となった者の最終登校日の翌日から 14 日間

(4)その他

上記を基本に、休業の実施にあたっては以下の点を考慮すること。

- ・地域の患者発生状況を踏まえること
- ・個別の病状を踏まえること
- ・学校医と相談すること

(5)教職員に感染者(感染の疑いのある者を含む)が出た場合の対応

それぞれの状況をふまえ、校長は、学校医と相談のうえ、教育委員会指導課と相談する。

4 出席停止・臨時休業発生時の対応

(2) 幼児児童生徒及び教職員に感染者が判明した場合の対応

本市においては、児童及び教職員に、新型コロナウイルス感染症のり患が判明した場合、市教育委員会の対応として学校名を公表するか不明であり、速やかに対応すること。

① 学校医・教育委員会事務局との連携

- ・日々の児童の健康管理等については、学校医との連携が重要なため、学校から出席停止者が出た場合や、臨時休業を行う場合は、適宜、情報共有を図る。
- ・また、新型コロナウイルス感染症に係る対応は、前例のない対応が必要となる場合が想定される。教育委員会各担当に報告する。

② 関係機関との迅速な連携

- ・学校から、通常の感染症と同様に、教育委員会総務課へ発生報告を行うこと。
- ・この報告にあわせて、学校内の消毒を始め、専門的な内容について助言を受けられるよう、教育委員会総務課との連携を深め、それぞれの対応を遺漏なく実施する。

③ 保護者への周知

- ・学校は、全保護者に対し、メール等により可及的速やかに、当該校において感染者が出た旨と留意事項、問い合わせ先等を周知するとともに、併せて当該児童の在籍する学級の保護者に対し、学級休業となる旨連絡する。

④ 感染拡大防止に向けた情報収集

- ・教育委員会指導課及び総務課から、学校に対して、濃厚接触者を特定するための積極的疫学調査に係る情報提供を求められた場合、感染拡大防止に向け積極的に協力する。
- ・想定される照会事項は、過去 2 週間の学校内でのり患者の活動・行動歴、他の児童や教職員との接触の状況等となるので、できるだけ速やかに情報収集を行う。
- ・また、今後の感染拡大の兆候を早い段階で捕捉し、出席停止や臨時休業の措置を積極的に講ずる必要がある。臨時休業を措置した学級等の児童に定期的な聞き取り調査を行うだけでなく、学校全体の児童の健康状態の把握にも積極的に取り組む。

⑤ 学校内の消毒対応

- ・学校は、当該児童の接触(可能性を含む)箇所を、次亜塩素酸ナトリウム(薄めた漂白剤)等を用いて清拭する等、消毒すること。
- ・消毒についての一般的な事項は、p5 に掲載しているので、参考とされたい。
- ・また、どこを、どのように消毒するか等、専門的な内容については、感染症の発生報告にあわせて、区保健福祉センターに相談すること。

(2)臨時休業に係る広報周知

① 学校から保護者等への周知・依頼

- ・教育委員会が臨時休業を決定した場合、学校は、関係する幼児児童生徒の保護者に、学校のホームページや、保護者メール等、各種媒体を活用して可及的速やかに臨時休業する旨とその期間を通知する。
- ・臨時休業を公表することにより、個人が特定されるおそれがある等、個人情報保護や人権の観点から公益を欠く場合は、必ず教育委員会に事前に相談すること。・臨時休業の通知にあわせて、適宜、保護者に対して、児童の健康観察を依頼するとともに、臨時休業期間中も、学校から定期的に児童の状態把握に努める等、新型コロナウイルス感染症の拡大防止に努める。あわせて、臨時休業期間中の生活指導や学習面での指導にも努める。

Ⅲ 教育活動における留意事項

1 各教科学習等における留意事項

(1) 共用で器具や用具等を使用するときの注意事項

○理科、図画工作科、家庭科、体育科、体育科等において、共用で使用する器具や用具、ICT機器等を使用する場合は、使用前後に手洗いや消毒を行う。

※ICT 機器を消毒する場合は、消毒液を直接機器に噴霧せず、布等に消毒液を含ませて拭く。

(2) 特に配慮を要する教科

○ 家庭科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直し、当面の間、調理実習は見合わせる。
- ・裁縫の実習を行う際には、児童同士が近距離で作業することを避け、実習台や共用の用具の消毒を行う。
- ・できるだけ早期にウイルス感染の仕組みや予防法等について指導する。

○ 体育科、保健体育科

- ・マスクを着用して学習活動をしてよい。
- ・できる限り、屋外で学習すること。
- ・体育館を使用する際には、体育館の窓を開放する等、十分な換気を行うこと。
- ・体づくり運動、柔道、ラグビー、サッカー、バスケットボール、ダンス等の学習において、身体が接触するような活動は避けること。例：ラグビーにおけるスクラムやタックル、サッカーにおけるボールの奪い合い、バスケットボールにおける防御等
- ・近距離での会話や活動は避ける。
- ・大声での応援、ハイタッチ、握手、補助等の身体的接触は避ける。
- ・多数の者が触れる用具(ボール等)を使用する場合は、手で目・鼻・口等を触らないよう指導すること。授業が終わったら、石けんで手洗いをする。
- ・準備及び片付けにおいて、近距離になる状況を避ける。
- ・上記のことに留意するとともに、単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す。
- ・できるだけ早期に、1、2年生の特別活動、体育科保健領域の第 3 学年「健康な生活」において、正しい手洗いの仕方について指導する。同じく体育科保健領域の第 3 学年「健康な生活」において、換気などの生活環境を整えることを指導する。

○ 音楽科

- ・単元を入れ替えるなど年間指導計画を見直す工夫を行い、当面の間、歌唱や口に触れる楽器の演奏の学習を見合わせる。

○ 英語・外国語活動

・握手・ハイタッチや、身体の接触を伴う活動は避ける。

(3) 学習の補充について

幸教総発第56号・令和2年4月28日付幸手市長名の通知文により、5月31日(日)までの臨時休業期間を設けたため、4月及び5月の教育課程は事実上実施されていない。

しかし、課題等による自学自習が進んでいる現状を鑑み、8月31日までに7月までの教育課程を実施できるよう、各学年で授業を進めていくことを当面の目標とし、実態に合わせて柔軟に対応する。

なお、夏季休業期間については、幸教指第174号・令和2年5月12日付幸手市教育委員会教育長通知文により、8月8日(土)～8月19日(水)と短縮されている。

2 始業式について

2学期の始業式は、令和2年8月20日と指定されている。

クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則を留意して放送にて実施する。

3 修学旅行・泊を伴う行事

・泊を伴う行事については、関係業者や宿泊施設等との連絡調整を行い、延期の可能性も含めて、丁寧かつ慎重な打合せを進める。

4 校外活動

・原則として、移動に公共交通機関や貸し切りバスを利用する場合は、当面の間は延期もしくは中止とする。なお、実施する場合は、児童の健康状態の把握、訪問地の状況把握、交通手段の検討等を行ったうえで保護者へ周知し理解を得て実施する。

5 運動会等について

原則として2学期に予定する。練習では、時間数を最小限とし、クラスター発生リスクの3条件が重なることのないよう、感染拡大防止の対策を講じたうえで実施する。

6 給食について

・学校給食は、令和2年6月8日(月)を再開日とし、実施するにあたっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配膳等を行うよう徹底する。

・給食当番を行う児童及び教職員は、下痢、発熱、腹痛、嘔吐の症状の有無、衛生的な服装をしているか、手指は確実に洗浄したか等、給食当番活動が可能であるかを毎日点検し、適切でないと認められる場合は給食当番を代えるなどの対応をとる。

- ・給食当番を行うにあたっては、必ずマスク及び白衣・エプロン等を着用し、同じマスク及び白衣・エプロン等を複数の児童生徒で使用しない。
- ・給食の配食にあたっては、健康状態を点検した給食当番の児童及び教職員が行う。おかわり等の配食は、教職員が行う。
- ・万が一の事故発生時に関係する児童及び教職員を容易に特定できるよう、給食当番は明確にしておく。また、児童全員が、給食の前に消毒液を用いた手洗いとアルコール等の消毒を徹底する。
- ・食事中は、飛沫を飛ばさないよう、机を向かい合わせにせず、会話を控える。

7 健康診断について

(1) 令和2年度の児童の定期健康診断の実施について

幸手市では、令和2年7月の実施を予定する。ただし、本市の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、実施期間をさらに変更することもある。

(1) 各種検査・健診の取扱いについて

- ① 感染症予防策を講じて、時期も含めて例年どおり(6月30日まで)実施できないものは、以後日程をずらして可能な時期に設定する。
 - ・内科健診 ・心臓健診 ・結核健診(小学校の結核健康診断調査票) ・尿検査
 - ・身長・体重測定 ・視力検査 ・聴力検査
- ② 感染症予防策を講じて、学校医、学校歯科医との十分な協議のうえ実施する。
 - ・歯科健診

上記検査結果については、速やかに児童及び保護者に通知する。

(2) 健康診断時の感染症対策についての留意事項

- ① 学校医用にアルコール消毒液(手指用)を用意する。
- ② 健康診断の実施前後には、教職員及び児童の消毒液による手洗いを徹底する。
- ③ 健康診断当日の児童及び教職員の健康状態の確認を徹底する。かぜ症状等体調がよくない場合は受診を控える。学校医、学校歯科医の体調の確認を徹底する。
- ④ 健診会場の換気を十分に行う。1～2時間に一度5～10分程度窓を大きく開け、換気を行う。その際、2方向の窓を同時に開放する。
- ⑤ 一度に多くの児童生徒等を健診会場へ入れない。人の密度を減らす。
- ⑥ 視力検査時に、遮眼器を使用する場合は、必ずアルコールで消毒し、遮眼器を使用しない場合はハンカチ等で眼球を覆う。

IV 学校施設を活用して行う事業等について

さってアフタースクール等の学習事業においても、密集性を回避し感染を防止する観点等からは、一定のスペースを確保する。会議室、図書室、理科室の使用。

V 障がいの状況に応じた指導・支援

①年度当初、個別の教育支援計画を作成するに当たっては、当該児童及び保護者の意向を踏まえつつ、関係機関等と当該児童の支援に関する必要な情報の共有を図る。

②「関係機関等」と当該計画を活用しながら、日常的に学校、保護者、関係機関等が連携を図り、児童生徒等の生活状態の的確な把握とサポートに努める。

③通級による指導を受ける児童のうち、幸手小のこたばの教室及びさかえ小のスマイル教室に通う場合は、開設校と当該児童の体調や通級指導教室への通学経路の状況等を十分に把握し、情報の共有に努め緊密に連携する。

VI 各校における留意事項

・登下校時には、児童間の濃厚接触を避けるよう指導する。特に通学班登校を実施する場合は、集合場所における行動に気をつけさせる。

・係活動、保健委員会、児童会の活動(例:係活動や委員会の発表、手洗い励行ポスターの作成及び掲示)を促し、積極的な啓発を図る。

VII 保護者への注意喚起

幼児児童生徒については、学校園現場で感染リスクに備えるとともに、学校外での生活においても感染症の予防に努める必要があることから、以下の点について保護者への注意喚起を行うこと。教職員についても、同様に注意喚起を行うこと。

- ・毎朝の検温・健康観察を行う。
- ・家庭での十分な睡眠・適度な運動・バランスの取れた食事・換気の励行を行う。
- ・家族で、手洗いや咳エチケットを徹底する。
- ・家族全員が、クラスター発生のリスクを下げるための3原則を遵守する。
- ・保護者あて 新型コロナウイルス感染症予防のお願い

VIII その他

(1)新型コロナウイルス感染症対策経費の支出に関すること

・新型コロナウイルス感染症対策に必要な経費(非接触体温計、消毒液、消毒用手袋等)については、学校配当予算から執行する。必要なものは、教育部総務課に相談する。

消毒すべき箇所の例

手指が良く触れる場所を清潔に保つことが大切であり、下記の例を参考に、消毒すること。

特に、プラスチックや金属のツルツルした表面では、ウイルスが数日間生存できるとされているので、注意すること。

<p>(学校施設全般)</p> <ul style="list-style-type: none">・ドア、窓等のノブ・取っ手・手すり・照明等のスイッチ・エレベーターやインターフォンのボタン・カーテンやブラインドで手がよく触れるところ・水道の蛇口・流水レバー・シャワーヘッド、ホースの持つところ等・モップ等の清掃用具等 <p>(トイレ)</p> <ul style="list-style-type: none">・洗面台・便器の蓋・便座等・水洗流水レバー等・ウォシュレットの操作ボタン・壁、床等	<p>(職員室等)</p> <ul style="list-style-type: none">・出勤カードリーダーのボタン・教室の鍵等・キャビネット、ファイルボックス等のノブ・取っ手・机の作業面・椅子のひじ掛け・背もたれ・電話機・携帯電話・パソコンのキーボード・マウス等・タブレット PC、電卓等・ファイル・本等・共用のポット、冷蔵庫の取っ手・洗濯機・共用の布きん等・ロッカーの取っ手・共用の事務用具等の備品・教材等で手に触れるものすべて
<p>(教室等)</p> <ul style="list-style-type: none">・机・椅子・共用パソコンのキーボード・マウス等・共用タブレット PC・共用の本・辞書等・共用の筆記用具等・共用の教材、器具等・スポーツ用品、楽器等	